

議案第11号

富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富士見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により富士見市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。